

日高市学校給食特例給付金 Q&A

市内小・中・義務教育学校に在籍

Q:家庭の方針により、学校給食の提供を受けない予定なのですが、特例給付金の対象となりますか。また、その場合はどのような手続きが必要ですか。

A:食物アレルギーの他、家庭の方針、宗教上の理由等により、学校給食の提供を全く受けられず、弁当等をご家庭から持参していただく場合についても、特例給付金の支給の対象となります。

その場合、別に定める「学校給食申込書」及び「弁当等持参申請書」の提出が必要となり、後者のうち「弁当の持参」等を希望する旨選択していただき、学校長に提出していただきます。この場合、学校で全部弁当持参等の可否について協議した結果を踏まえた「学校長の意見」を付した「弁当等持参申請書」を、学校長から市長あてに提出していただきます。市長による審査後、市長から申請保護者の方に対し、全部弁当持参を許可する旨「弁当等持参許可決定通知書」を、学校長を経由して通知させていただきます。

Q:年度当初から、食物アレルギーにより全部弁当を持参している児童がいる保護者です。年度途中で医師の診断を受けたところ、食物アレルギーによる疾患が治癒したため、途中から学校給食の提供を受けたいのですが、給付金の支給はどうなりますか。その場合の手続きはどうしたらよいですか。

A:弁当持参を停止した日によって変わります。全部弁当を持参した日数とその月の要出席日数の半分以上の場合は、当該月も特例給付金支給対象月となります。

一方、全部弁当を持参した日数が要出席日数の半分未満の場合は、給付金支給対象外となります。

弁当持参停止・給食再開後は、給食費無償化の対象となります。手続きとしては、別に定める学校給食等再開届を、学校長を経由して市長に提出していただく必要があります。

Q:乳糖不耐症により牛乳飲用停止を希望する児童がいる保護者です。

これまでは、代替飲料としてお茶等を持参しており、学期末月の給食費で牛乳代金分を返金してもらっておりましたが、無償化後の取扱いはどうなりますか。また、必要な手続きはありますか。

A:給食費の無償化に伴い、学期末の牛乳代金分の返金を行いません。よって代替飲料を持参するのではなく、給食としての緑茶等の提供をお考えいただくようお願いいたします。

手続きとしては、「飲用牛乳停止要望書」に停止希望の理由や摂取後の症状等を記載し、学校長に提出していただきます。給食としての緑茶の提供を受ける方向でご検討いただきますが、どうしても代替飲料の持参を予定される場合は、その理由等を記載し、学校長に提出していただくことになります。牛乳飲用停止の場合は、給食としての緑茶の提供及びお茶等の持参のどちらに関しても、別に定める「弁当等持参申請書」の提出が必要となります。学校において、牛乳停止による代替飲用の可否について協議した結果を記入した「弁当等持参申請書」を、学校長から市長あてに提出していただきます。別に定める「学校給食申込書」及び「弁当等持参申請書」の提出が必要となり、後者のうち「給食としての緑茶の提供」又は「お茶等の持参」を希望する旨選択していただき、学校長に提出していただきます。この場合、その可否について協議した結果を踏まえた「学校長の意見」を記入した「弁当等持参申請書」を、「学校

給食申込書」と併せ、学校長から市長あてに提出していただきます。市長による審査後、市長から申請保護者あてに「弁当等持参許可決定通知書」を、学校長を經由して通知させていただきます。

その後、市長が「弁当等持参申請書」を收受し、給食センターにてその内容を審査した結果、市長から当該保護者あてに、「弁当持参等決定通知書」において「その他（給食としての緑茶の提供）」又は「その他（お茶等の持参）」を許可した旨を、学校長を經由して通知いたします。

市内在住で市外の私立学校、特別支援学校等に在籍

Q:申請書を提出する予定ですが、在籍証明書を学校に依頼したところ、申請書の提出期限までに間に合わないと言われました。申請書だけを提出し、在籍証明書は後から提出してもよろしいですか。

A:特例給付金申請書の添付書類としては在籍証明書に限らず、学生証の写しなど、当該学校に在籍していることが証明できる書類であれば有効となります。

学生証がない学校で、在籍証明書が期限までに発行できない場合、申請書のみ期限までに提出していただき、在籍証明書は発行され次第速やかにご提出ください。

Q:特別支援学校に通学し、就学奨励費は半額補助を受けています。

通学する学校の給食費は日割集金で1食あたり300円、月額だと3,000円前後です。

体調に波があるため、授業があるすべての日に出席できず、毎月10日程度しか登校・喫食できていません。

支弁区分によると半額補助のため、1,500円程度となりますが、この場合は給付金の計算はどのようになるのでしょうか。

A:特例給付金額の計算方法については、実費が日高市給食費相当額より安い場合でも、給食費相当額を支給するものです。

例えば、生徒(月額6,000円)を対象に考え、要出席日数200日、出席日数109日の場合、 $6,000 \text{円} \times 11 \text{か月} \times 109/200 = 66,000 \text{円} \times 0.55$ (小数点第三位四捨五入) = 36,300円となります。さらに、特別支援学校における給食費の補助額が就学奨励費により1,500円 $\times 11$ か月 = 16,500円(半額補助)だった場合、補助額を控除するため $36,300 \text{円} - 16,500 \text{円} = 19,800 \text{円}$ が特例給付金支給額となります。

Q:埼玉県内の私立小学校に通う児童の保護者です。埼玉県から私立学校における物価高騰の影響等に対して、負担軽減のため食材費の価格高騰分の補助を実施したとのこと。これにより令和8年1月から3月までの3か月分の学校給食費について、毎月200円ずつ補助を頂いており、月額5,500円のところ、5,300円ずつの保護者負担となります。この場合、3学期分の請求をするにあたり、別の書類の添付等の必要はありますか。また、実際に日高市から支給される特例給付金額はいくらになりますか。ちなみに出席率は95%です。

A:私立学校にて提供する学校給食における保護者が負担する給食費に対する一部補助があった場合、その内容が確認できる書類があれば、それを請求書に添付していただくこととなりますが、様式第6号 学校給食費給付額証明書を在籍する学校から発行していただくこととなります。学校におかれましては、当該様式の「給付制度名」欄の「その他」及び「給付区分」欄

の「一部給付」にチェックしていただき、「給付額」欄に「600 円」と記載していただきます。

該当する保護者におかれましては、当該証明書の発行を学校に依頼していただき、通知表の写し等の3学期分の出席日数及び要出席日数を確認できる書類又は様式第5号 出席状況証明書を併せて添付し、日高市長（日高市学校給食センター）に様式第3号（その3） 日高市学校給食特例給付金請求書（第3期分）を提出してください。センターにて審議後、様式第6号 日高市学校給食特例給付金支給通知書を送付してから、指定の振込先口座に振り込みます。

出席率が 90%以上のため、日高市から支給される特例給付金額として、5,200 円×3か月 = 15,600 円から 600 円を引いた額の 15,000 円を支給させていただくこととなります。

Q: 埼玉県内の県立特別支援学校中学部に通う生徒の保護者です。埼玉県から県立特別支援学校における物価高騰の影響等に対して、負担軽減のため食材費の価格高騰分の補助を実施したとのこと。これにより令和8年1月から3月までの3か月分の学校給食費について、毎月 200 円ずつ補助を頂いており、月額6,200 円のところ、6,000 円ずつの保護者負担となります。また、今年度の支弁区分通知書を頂いたところ、就学奨励費を半額の 3,100 円ずつ補助していただくこととなりました。年間11か月給食を提供していただいております。この場合、請求をするにあたり、別の書類の添付等の必要はありますか。また、実際に日高市から支給される特例給付金額はいくらになりますか。ちなみに出席率は85%です。

A: 県立特別支援学校にて提供する学校給食における保護者が負担する給食費に対する一部補助があった場合、その内容が確認できる書類があれば、それを請求書に添付していただくこととなりますが、様式第6号 学校給食費給付額証明書を在籍する学校から発行していただくこととなります。学校におかれましては、当該様式の「給付制度名」欄の「就学奨励費、そ

の他」及び「給付区分」欄の「一部給付」にチェックしていただき、「給付額」欄には 6,200 円×1/2×11 か月=34,100 円と、令和8年1月から3月までの3か月間の 200 円×3か月=600 円の補助額を足した「34,700 円」と記載していただきます。該当する保護者におかれましては、当該証明書の発行を学校に依頼していただき、通知表の写し等の出席日数及び要出席日数を確認できる書類又は様式第5号 出席状況証明書を併せて添付し、日高市長（日高市学校給食センター）に様式第4号 日高市学校給食特例給付金請求書（就学奨励費受給者用）を提出してください。センターにて審議後、様式第6号 日高市学校給食特例給付金支給通知書を送付してから、指定の振込先口座に振り込みます。出席率が 90%未満のため、日高市から支給される特例給付金額としては、6,000 円×11 か月=66,000 円から 34,700 円を引いた額の 31,300 円に、出席率 85%を乗じた金額 26,605 円を支給させていただくこととなります。

Q:市内在住で、坂戸市立中学校に通学している生徒の保護者です。坂戸市は既に給食費を無償化しておりますが、所定の手続きをすれば、日高市からも特例給付金の支給を受けることができますか。

A:他自治体で、日高市と同等の給食費無償化制度や経済措置を行っており、その対象となっている場合は、給付金は支給いたしません。

Q:申請書を提出する予定ですが、添付書類として入学時に学校から頂いた入学証明書を在学証明書の代わりに、申請書の添付書類として利用することは可能でしょうか。

A:入学証明書については、その内容を把握しておりませんが、入学資格証明書の内容と同様であれば、実際に入学しているかどうかを完全に証明するものではありませんので、在学証明書を学校に発行していただくか、学生証の写しであれば、学校に在籍する証明となりますので、申請書の添付書類として利用することが可能です。

Q:通学している学校が、3学期制ではなく2学期制(前期分、後期分)のため、申請書と請求書の提出についてはどうしたらよいでしょうか。

A:2学期分の請求期限にあたる12月末までに、申請書及び請求書(前期分(2学期制用))を提出してください。その際に、出席日数が分かるもの(通知表にある出席の状況の写し又は出席状況証明書の写し)の添付が必要となります。後期分については、申請書を提出済であれば、後期分の請求期限にあたる3月末までに、様式第3号(その5)日高市学校給食特例給付金請求書(後期分(2学期制用))を提出してください。

Q:請求書の添付資料として支給対象期間における要出席日数及び出席日数を確認できる書類、例えば通知表内の「出席の状況」が分かるページの写しとありますが、1学期分の要出席日数と出席日数が記載されているだけで、月ごとの要出席日数及び出席日数の記載がありません。この場合、通知表の写しの提出で足りるでしょうか、それとも出席状況証明書の写しの提出が必要となりますか。

A:支給対象期間である1学期における要出席日数及び出席日数を確認できる書類として、通知表内の「出席の状況」が分かるページの写しを提出していただければ大丈夫です。

Q:申請書を提出し決定通知書を頂いております。ところが、1学期分の請求書の提出期限を過ぎてしまいました。その場合はどうしたらよいでしょうか。2学期分とまとめて、12月末までに請求書を提出することが可能でしょうか。

A: 病気、事故その他特別な理由がない限り、提出期限が過ぎてしまった1学期分の請求分については、支給することは不可能です。また、2学期分にまとめて請求することもできません。必ず期限までに請求手続きをしていただきますようお願いいたします。

Q:今年度の8月5日に日高市に転入してきた保護者です。市外の私立学校に通学する児童がおります。まだ申請書の提出はしておりません。1学期分は対象外となると思いますが、これから2、3学期分の特例給付金の支給を頂きたいので、今からでも申請書を提出し、請求手続きを行うことは可能でしょうか。

A:年度途中から転入された方も特例給付金の対象となります。各月1日時点で住民基本台帳に記録があることが条件となるため、8・9月分以降が特例給付金支給対象月です(8・9月分は9月1日に住民登録があることが条件のため)。そのため、3学期制の学校であれば、12月末までに申請手続きと2学期分の請求手続きを、3月末までに3学期分の請求手続きを行ってください。